

1. 病児保育室おおきな樹 登録書類郵送～利用までの流れ

書類郵送

- ① 登録資格を確認してください。
- ・ 満11ヶ月～小学校3年生までのお子さま
 - ・ 町田市・八王子市・相模原市在住

ご自由にお持ちください。



- ② 必要書類をご用意ください。(※1)
- 【印刷】 おおきな樹、町田市のホームページより
- 【配布】 併設する稲垣耳鼻咽喉科医院の待合室から
町田市役所子ども生活部子育て推進課から

- ③ 書類を記入し、おおきな樹へ郵送してください。
- 封筒には差出人の住所も記入し、しっかりと封をして送ってください。

〒194-0013

東京都町田市原町田 6-22-15 病児保育室おおきな樹 宛

- ④ 不明な点がありましたらお電話かメールでご連絡ください。

TEL 042-794-7954

✉ ookinaki@inagaki-hoiku.com

確認・登録

- ⑤ おおきな樹に書類が到着後、即日登録しております。(※2)
- ⑥ 利用資格を満たしていれば、翌開室日よりご利用いただけます。
- ・ 満1歳～小学校3年生までのお子さま
 - ・ MR(麻疹・風疹)の1回目を接種済み

登録完了

- ⑦ 登録完了通知・登録券・しおり等を郵送します。(※2)
- 届いた案内をよく読み、ご家庭内での共有をお願いします。



※1 印刷が難しい方、どうしても書類をとりこにできないという方がいましたら、おおきな樹へお電話ください。

※2 土日祝と重なると数日かかる場合があります。利用をお急ぎの方は郵送前にお電話ください。

2. 必要書類と記入の注意点

【全員】 町田市病児・病後児保育事業利用登録申請書 合計 2 枚

- ① **（町田市控）**と**（施設控）**の合計 2 枚をご記入ください。
※（保護者控）は自宅保管
- ② 申請者は保護者のどちらでも構いません。
- ③ 施設名は正確にご記入ください。通っていない場合は空欄で OK です。
一時保育もご記入ください。例）まちだ保育園（一時保育）
- ④ 保護者以外・一緒に住んでいないという場合でも、災害など万が一のときに連絡可能な親族等がいましたらご記入ください。
- ⑤（該当者のみ）兄・姉がすでに登録している、または今回 2 名以上同時に登録する場合、それぞれご記入ください。

【全員】 病児保育室「おおきな樹」利用登録申込書 1 枚

- ① 園名は正確にご記入ください。上と同様に（一時保育）もご記入ください。
例）鶴川フェリシア幼稚園、つながりづくり保育園 α
- ② 休職中、勤務先が決まっていない場合は未記入で構いません。
- ③ 予防接種は 1 回目が進んでいれば、済 に○をしてください。
- ④（該当者のみ）感染症歴はかかったことがある場合に記入してください。
- ⑤ 食物アレルギーに関しては、「食材名」「ご自宅・保育園での対応」について詳しく教えてください。
- ⑥ 対象の園に在籍している場合にご登録いただけます。

【登録希望者のみ】 お迎えサービスに関する同意書 1 枚

保険証・医療証のコピー 1 部

- ① お迎えサービス対象の園に在籍しており、登録を希望する場合は、サインと捺印をして提出してください。
※ 対象施設はホームページでご確認ください。
- 複数名登録する場合、同意書は一人 1 枚必要となります。
それぞれの保険証と医療証のコピーも同封してください。
※ 等倍・白黒可